

議案第50号

石岡市多目的研修センター条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市多目的研修センター条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴い、多目的研修センターの使用料を改正するため。

石岡市多目的研修センター条例の一部を改正する条例

石岡市多目的研修センター条例（平成17年石岡市条例第139号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

多目的研修センター使用料（1室当たり）

（単位：円）

9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00
330	550	770

備考 使用時間が全時間に満たない場合でも、その時間分の使用料とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。